

公 表 第 7 号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長、久留米市教育委員会委員長及び久留米市企業管理者から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成26年3月31日

久留米市監査委員	田 中 俊 博
久留米市監査委員	埴 秀 二
久留米市監査委員	秋 吉 政 敏
久留米市監査委員	塚 本 篤 行

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成24年度

部局名：総合政策部

		指摘事項等	措置状況
意見	事務監査	<p>久留米市行政改革行動計画の中間総括において、総括目標、個別取組項目それぞれの4分の3程度は目標を達成し、あるいは予定どおり進捗しているという結果が出ているが、当初設定した達成目標の水準が妥当かどうかや、取組項目の範囲が限定的ではないかといった点については、検証する余地もあると思われる。さらに、行財政を取り巻く環境が現在より深刻の度合いを増すことは確実とみられていることから、この結果に満足することなく、今後も取組内容を強化し、取組項目の範囲も拡大するなどして、全職員が危機感・使命感を持って行政改革に取り組むよう工夫されたい。</p>	<p>平成24年度までの3か年の取組実績を取りまとめた結果、総括目標及び個別取組項目については、昨年度以降も概ね順調に進捗しています。目標水準や取組項目の範囲などについては、今後、次期行政改革行動計画策定に向け、現状分析と課題の整理を行なうこととしております。</p> <p>また、取組項目のうち、計画どおりに進捗していない項目は当然として、順調に進捗している項目についても最終目標の達成に向け、そして既に達成している項目もさらに効果を高めるよう、全職員の意識の向上も図りながら、より一層の取組みの強化に努めております。</p>